



みんなで取り組む
千葉の教育

〔発行者〕千葉県教育庁企画管理部教育政策課
〒260-8662 千葉市中央区市場町1-1
電話 043-223-4015

第3子以降の

学校給食費無償化支援事業が

令和5年1月から始まります！



多子世帯の子育て世帯に対する経済的負担の軽減のため、市町村と連携し、第3子以降の義務教育期間における学校給食費を無償化します。

- 市町村立学校・・・給食費無償化を実施する市町村の学校給食費の一部を支援
- (学校給食を実施する) 県立学校*・・・対象者の学校給食費を無償化

※県立学校とは、県立中学校・特別支援学校(小学部・中学部)を示す。

県立学校における学校給食費無償化支援の対象

無償化対象の条件は、以下の①から③を全て満たしていることとなります。

- ① 子を3人以上扶養している。
- ② ①の子のうち、上から第3番目以降の子が千葉県立中学校・特別支援学校(小学部および中学部に限る。)で給食の提供を受けている。
- ③ 国や県および市町村の補助制度等により、学校給食費の全額補助を受けていない。
※上記の補助制度により給食費の一部の補助を受けている場合は、当該補助額を除いた額を給付します。

【県立学校無償化対象者の例】

	第1子	第2子	第3子	第4子	無償化対象者
例1	22歳被扶養者	16歳被扶養者	県立中学生	県立特支小学部	第3子・第4子
例2	22歳就労者	16歳被扶養者	市立中学生	県立特支小学部	第4子
例3	20歳被扶養者	18歳就労者	市立小学生	県立特支小学部	第4子
例4	20歳就労者	18歳就労者	県立中学生	県立特支小学部	該当なし
例5	市立中学生	県立中学生	県立特支小学部	×	第3子
例6	私立中学生	県立中学生	県立特支小学部	×	第3子

※中学生は特別支援学校中学部を含む。

問い合わせ先：教育振興部保健体育課 電話 043-223-4095